

別表第12 漏電火災警報器の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 受信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電源表示灯（電源表示灯が設けられているものに限る。）

正常に点灯していること。

オ スイッチ類

開閉機能が正常であること。

カ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 試験装置

機能が正常であること。

ク 表示灯

正常に点灯すること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

サ 感度調整装置

設定値が適正であること。

シ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(2) 変流器

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 未警戒

未警戒の電路がないこと。

エ 容量

警戒電路の定格電流以上の電流値のものであること。B種接地線に設けられているものにあっては、当該接地線に流れることが予想される電流以上の電流値のものであること。

(3) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。

(4) 漏電火災警報器の作動と連動して電流の遮断を行う装置（可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に設けられる漏電火災警報器に限る。）

ア 周囲の状況

周囲に可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留していないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 定格電流容量

警戒電路の定格電流以上の電流値のものであること。

エ 作動状況

機能が正常であること。

2 総合点検

漏洩電流検出試験を行い、次の事項について確認すること。

(1) 作動範囲

作動電流設定値に対する作動範囲が正常であること。

(2) 漏電表示灯

正常に点灯すること。

(3) 音響装置の音圧

規定値以上であること。

(4) 漏電火災警報器の作動と連動して電流の遮断を行う装置（可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に設けられる漏電火災警報器に限る。）

遮断が確実に行われること。